連絡先：〒286-0041　千葉県成田市飯田町143-80-312

電話 ： 0476-37-8770+ ＦＡＸ ： 0476-37-8810

ｅ－ｍａｉｌ：info@fuku-roumu.com

**平成30年9月号**

フクシマ社会保険労務士事務所

事務所たより



**長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果より**

◆約11,000事業場で違法な時間外労働

厚生労働省が公表した、平成29年度に長時間労働が疑われた事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導結果によれば、対象となった25,676事業場のうち、11,592事業場で違法な時間外労働を確認し、是正・改善に向けた指導を行ったそうです。この監督指導は、時間外・休日労働数が１カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施されたものです。

◆8,592事業場で月80時間超の時間外・休日労働

また、この違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が80時間を超えるものは8,592事業場と、７割以上を占めています。さらに、月100時間超は5,960事業場（51.4％）、月150時間超は1,355事業場（11.7％）、月200時間超は264事業場（2.3％）となっており、大幅な長時間労働が常態となっている事業場も少なくないことがわかります。

◆健康障害防止措置が不十分な事業場も８割

健康障害防止に関する指導内容としては、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の「過重労働による健康障害防止措置」が不十分なため改善を指導したものが20,986事業場と、約８割を占めています。

◆監督実施事業場における労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場における、労働時間の管理方法としては、2,328事業場で使用者が自ら現認、8,492事業場でタイムカード、4,867事業場でＩＣカード、ＩＤカード、9,494事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していました。

◆働き方改革により一層求められる長時間労働の是正

６月に成立した働き方改革関連法においては、長時間労働の是正が大きなテーマとなっており、今後も行政の監督指導はより一層強化されることが予想されます。企業としては、これまで以上に、長時間労働是正や労働時間管理の問題に注力していくことが求められるところです。

**最低賃金が３年連続で３％増加へ**

◆政策通りの引上げに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年（平成30年）度の地域別最低賃金額改定の目安を公表しました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は26円（昨年度25円）、改定額の全国加重平均額は目安通りに上がれば874円（同848円）となります。また、引上げ率は3.1％で、３年連続３％以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

◆地域別最低賃金の目安額

各都道府県に適用される目安のランクは以下の通りです（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をＡＢＣＤの４ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

・Ａランク（＋27円）……埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪

・Ｂランク（＋26円）……茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島

・Ｃランク（＋25円）……北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡

・Ｄランク（＋23円）……青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

現在、各地方最低賃金審議会で上記の目安を参考に調査審議が行われており、その答申を経て、各都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定し、10月から適用になります（発効日は都道府県によって異なります）。

◆地域間格差の拡大も……

政府は、最低賃金を毎年３％程度引き上げ、全国加重平均額を1,000円にする目標を掲げています。最低賃金が高い東京都（985円）と神奈川県（983円）は、1,000円に近づいている一方、19県では700円台であることから、地域間格差の拡大も指摘されています。

【厚生労働省資料】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html>

**9月の税務と労務の手続提出期限**

**［提出先・納付先］**

10日

* 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
* 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

［公共職業安定所］

* 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞

［労働基準監督署］

10月1日

* 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
* 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
* 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
* 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞

［公共職業安定所］

**～当事務所よりひと言～**

今年の夏も全国で酷暑が続きましたが、日本全体で気候の様相が変化していると感じられます。そのなかでも、今夏ほど猛威を振るう台風の発生や北海道の震度7の地震など天災が多発した年はないのではないでしょうか。

被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く普段の生活に戻ることができることを祈念しています。